

令和7年度藤枝市新婚生活サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若者が婚姻等に伴い新婚生活を開始する際の経済的負担を軽減するため、婚姻等を機に市内で住宅を取得し又は改修し、若しくは住宅を賃借した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦（静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年3月1日施行）第5条第1項の規定に基づく受領証の交付を受けた者を含む。）をいう。
- (2) 奨学金 奨学金のうち、返済を要する奨学金をいう。
- (3) 夫婦所得 新婚夫婦それぞれの所得（令和7年4月1日から5月31日までに補助金の交付申請をする場合にあっては令和5年分の所得、同日以後に補助金の交付申請をする場合にあっては令和6年分の所得）を合算した金額から次に掲げる額を控除した額をいう。
ア 新婚夫婦の両方又は一方が返済した奨学金返済額（令和7年4月1日から5月31日までに補助金の交付申請をする場合にあっては、令和5年中に返済した額、同日以後に補助金の交付申請をする場合にあっては、令和6年中に返済した額）の総額
- (4) 繼続補助夫婦 令和7年1月1日から3月31日の間に婚姻届が受理された夫婦で、かつ、令和6年度藤枝市新婚生活サポート補助金交付要綱（令和6年藤枝市告示第101-6号。以下「昨年度要綱」という。）に基づく交付決定を受けた夫婦のうち、引き続き藤枝市に在住する夫婦をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の区分に応じ定める要件を満たすものとする。

- (1) 新婚夫婦 次のアからケまでの全てに該当すること。
ア 藤枝市内に同居していること。

イ 婚姻日において、新婚夫婦の年齢がともに39歳以下であること。

ウ 居住する住宅については、新婚夫婦が共有し、若しくはいずれかが所有し、又は夫婦若しくはいずれかが賃借しているものであること。ただし、市長がやむ得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

エ 前号の居住地に補助金の交付を受けた日から1年以上生活する意思があること。

オ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 夫婦所得が500万円未満であること。

(イ) 夫婦所得が500万円以上600万円未満かつ婚姻日において、新婚夫婦の年齢がともに29歳以下であって、新婚夫婦の双方又はそのどちらか一方が婚姻を機に藤枝市外から転入していること。

カ 他の国等の住宅に係る補助等を受けていないこと。

キ 過去に国の結婚新生活支援事業による交付金に基づく補助金(他の自治体での補助事業を含む。)、又は藤枝市新婚生活サポート補助金の交付を受けている新婚夫婦でないこと。

ク 納期限が到来している藤枝市税を完納していること。

ケ 新婚夫婦の両方又は一方が外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(2) 繼続補助夫婦 昨年度要綱に基づく交付決定額(以下「昨年度交付決定額」という。)が昨年度要綱別表第1又は別表第2に規定する「補助額の上限」に満たなかったもの。

(対象期間)

第4条 補助金の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる経費であって、前条に掲げる対象期間中に支出したものとする。

(1) 婚姻に伴う住居費 次のいずれかの経費

ア 住宅の取得に要した工事請負費又は購入費(婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻

日から起算して 1 年以内であること。)

イ 住宅賃借費用 家賃、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料の合計額から新婚夫婦が受け取った住宅手当その他これらに類する総額に相当する額を控除した額。ただし、婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して 1 年以内である場合に限る。

ウ リフォーム費用 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築等の工事に要した経費(倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構工事費、エアコン、洗濯機等の電化製品の購入費又設置費を除く。)。ただし、婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して 1 年以内である場合に限る。

(2) 婚姻に伴う引越費用 引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した経費(処分費用、レンタカーレンタル料等は除く。)。ただし、婚姻日より前の引越にあっては、婚姻を機とした引越であって、その引越日が婚姻日から起算して 1 年以内である場合に限る。

(補助額等)

第 6 条 補助金の額は、10 分の 1 以内とし、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 夫婦所得が 500 万円未満の新婚夫婦 別表第 1 のとおりとする。
- (2) 夫婦所得が 500 万円以上 600 万円未満かつ婚姻日において、夫婦の年齢がともに 29 歳以下の新婚夫婦 別表第 2 のとおりとする。
- (3) 繼続補助夫婦にあっては、昨年度要綱別表第 1 又は別表第 2 に規定する「補助額の上限」から昨年度交付決定額を控除した額

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする新婚夫婦は、補助金交付申請書(第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。継続補助夫婦にあっては、補助金交付申請書(第 1 号の 2 様式)に第 5 号から第 8 号、第 11 号及び第 12 号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請は同一年度内に一回限りとする。

- (1) 婚姻届受理証明書若しくは戸籍謄本又はパートナーシップ宣誓制度受領証明書

証の写し

- (2) 夫婦それぞれの直近の所得・課税証明書
- (3) 住居の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住居を取得した場合に限る。）
- (4) 住居の賃貸借契約書（住居を賃借した場合に限る。）
- (5) 家賃、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の領収書
- (6) 住居のリフォームに要した費用の領収書の写し（住居をリフォームした場合に限る。）
- (7) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住居を賃借した給与所得者に限る。）
- (8) 引越しに係る領収書の写し（引越し費用を申請する場合に限る。）
- (9) 返済した奨学金の額が分かる書面（所得から奨学金の年間返済額を控除する場合に限る。）
- (10) 住民票の写し（世帯全員分で続柄及び本籍の記載があるもの。外国人の場合は、続柄、国籍及び在留資格の記載があるもの）
- (11) 藤枝市税の完納証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認めるときは、決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、申請者に報告及び書類の提出を求めることができるものとする。

（請求及び交付）

第10条 申請者は、第8条の決定を受けたときは、その日から14日を経過した日までに請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、確定払により補助金を交付するものとする。

（補助金交付条件等）

第11条 新婚夫婦が、補助金の交付を受けた日から1年以上市内に居住しない場合は、交付を受けた補助金の範囲内で市長が定める額を返還しなければなら

ない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和7年度の申請分から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する補助金の交付の申請については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1

年齢	市内転居又は転入	補助額の上限
29歳以下	夫婦が市内転居	60万円
	夫婦の一方が藤枝市に転入	70万円
	夫婦で藤枝市に転入	80万円
30歳から 39歳まで	夫婦が市内転居	30万円
	夫婦の一方が藤枝市に転入	40万円
	夫婦で藤枝市に転入	50万円

備考 当該夫婦のいずれかの年齢が30歳から39歳までである場合における当該夫婦に対する補助額の上限は、30歳から39歳までの項に定める額とする。

別表第2

年齢	市内転居又は転入	補助額の上限
29歳以下	夫婦の一方が藤枝市に転入	15万円
	夫婦で藤枝市に転入	30万円

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

藤枝市新婚生活サポート補助金交付申請書（新規）

藤枝市新婚生活サポート補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻した日		年 月 日		
2 新居に住民票をおいた日		夫： 年 月 日	妻： 年 月 日	
3 事業内訳 (支払済の経費 に限ります。)	住居費 購入 リフォーム	契約日	年 月 日	
		契約金額 (A)	円	
	住居費 賃貸	契約期間の起算日	年 月 日	
		家 賃 (B)	月額 円	
		住居手当 (C)	月額 円	
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額	円 × か月 円
		その他費用 (E) ※	円	
		引越し 費 用 (F)	円	
合計 (A + D + E + F)		円		
4 公的制度による家賃及 び結婚新生活支援補助		<input type="checkbox"/> 私及び配偶者は、他の公的制度による家賃及び結婚新 生活支援補助を受給していません。(他の自治体での補 助を含む)		
5 添付書類		<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得・課税証明書（夫婦2人分） <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 売買契約書若しくは工事請負契約書又は賃貸借契約書の写 し <input type="checkbox"/> 住居費の領収書等、支払額の確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者分） <input type="checkbox"/> 引越費用の領収証等、支払額の確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票の写し（続柄・本籍入） <input type="checkbox"/> 藤枝市税完納証明書（3か月以内に発行されたもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
6 補助申請額		円		
私達は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍（婚姻届を含 む）、住民票、所得及び市税の納付状況について藤枝市役所関係各課に照会することに同 意し、かつ、1年以上藤枝市に在住する意思があります。 年 月 日 申請者氏名 _____ 配偶者氏名 _____				

※ 敷金、礼金（保証金等）、共益費、仲介手数料

第1号の2様式（第7条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

藤枝市新婚生活サポート補助金交付申請書（継続）

令和 年 月 日藤広連指第 号により、補助金決定を受けた藤枝市結婚新生活サポート補助金について、継続して補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業内訳 (支払済の経費 に限ります。)	住居費 購入 リフォーム	支払日	年 月 日	
		支払金額 (A)	円	
	住居費 賃貸	家 賃 (B)	月額	円
		住居手当 (C)	月額	円
		実質家賃負担 (D) (B) - (C)	月額 =	円 × か月 円
		その他費用 (E) ※		円
	引越し	費用 (F)	円	
		合計 (G) (A + D + E + F)	円	
	前年度交付金額 (H)		円	
補助上限額 (I)		円		
継続補助上限額 (J) (I) - (H)		円		
今回継続補助申請額 (G) または (J) のいずれか低い方)		円		
公的制度による家賃及び結婚 新生活支援補助	<input type="checkbox"/> 私及び配偶者は、過去に国の結婚新生活支援事業に 基づく補助金（他の自治体での補助事業を含む。）を 受給していません。			
添付書類	<input type="checkbox"/> 住居費の領収書等、支払額の確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 住居のリフォームに要した費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> 引越費用の領収証等、支払額の確認できる書類 <input type="checkbox"/> 藤枝市税完納証明書（3か月以内に発行されたもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
私達は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の戸籍（婚姻届を含む）、住民票、所得及び市税の納付状況について藤枝市役所関係各課に照会することに同意し、また、現在も婚姻継続中でかつ藤枝市に在住していることに相違ありません。				
年 月 日	申請者氏名	配偶者氏名		

※ 敷金、礼金（保証金等）、共益費、仲介手数料

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

藤枝市長 宛

給与等の支払者

所 在 地

名 称

氏 名

印

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況（ 年 月～）

(1) 支給している 月額 円

(2) 支給していない

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月
日 日

申請者 様

藤枝市長

藤枝市新婚生活サポート補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市新婚生活サポート事業費の補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市新婚生活サポート補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

藤枝市長

宛

住 所

氏 名

印

電話番号

藤枝市新婚生活サポート補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市新婚生活サポート補助金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

口座振替先金融機関名

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通・当座・その他()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※ 口座名義については、必ず請求者氏名と一致すること。